

公益社団法人 日本文藝家協会

令和8年度事業計画

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

【概要】

日本文藝家協会は創立100周年を迎えた。昭和の始まりから平成を経て令和へと至るこの100年を寿ぐ事業として「記念映画の製作」「百周年史の編纂」「文士劇の公演」「文藝年鑑のデジタル化」のプロジェクトのそれぞれが各責任者の下に進行している。後世の評価に耐え得る成果を目指すべく、総仕上げの段階に入った。

次の100年に向けて、減少傾向が続く会員数についても増加に反転させるべく施策を行う。先期に引き続き、デビューから日が浅く、まさにコロナ禍を受けて横の繋がりが希薄な若い層に対して、書き手として必要な情報や作法、ノウハウを多角的に提供し、入会の意義を発信する。加えて、文芸家として十分なレベルの力量や実績を持ちながらも入会に至っていない方々に対しても魅力的な会員メリットを提示可能となるよう各種サービスを充実させ、それを見える化していく。またメディア環境の変化にともなう、従来とは異なるフィールドで活躍する文筆家への対応を検討する。賛助会員についても引き続きの声掛けを行うとともに、限られた業種の枠組からウイングを広げながら、様々な機会を通じた勧誘を心掛ける。

変わらぬ縮小傾向に歯止めが掛からない出版界だが、書店の減少を食い止めるべく官民を挙げての施策が打ち出されている。各地で従来とはテイストを異にした独立系書店の文化も花開きつつある。個性あふれる一人出版社も活況だ。またデジタルの領域においてはコミック分野で印刷メディアを凌駕する構図が常態となり、それに呼応してか文字系電子書籍も微増傾向にある。出版業界が展開する読書推進に向けたさまざまな活動に対しても、継続して積極的な協力を惜しまないこととする。

ここ数年来、日本の文芸作品は国外において高い評価と共に人気がすっかり定着した感がある。アジア圏や中東は勿論、現状ではむしろ欧米においてこそ、その傾向は本格的なものとして認知されている。ビジネスと権利双方の観点から、協会は主要なプレーヤーとして我が国の文芸文化の海外展開のさらなる発展に向けて、各ステークホルダーと日常的な協議・調整を重ねつつ、より良い秩序形成に貢献することを目指す。

絶えることなく新たな課題に直面している著作権であるが、あらたなフェーズを迎えている。すなわち高度な生成AIの進化と深化およびその普及であり、この流れが招来するであろう影響に対する衝撃である。文芸領域に対する波及はいまだ未知数ではあるが、実態としてネット空間に存在するすべてのオープン・テキストは（海賊版も含めて）ビッグテックによる主要なAI基盤構築のための無許諾学習に利用されている。協会としても絶えず状況を注視しながら、従来の関係省庁・近隣団体の枠組みを超えた情報・意見交換を密にし、必要かつタイムリーな立場表明等の対応を考えなければならない。

著作権管理事業にあっては、既定通り委託著作物の二次利用に関する許諾仲介業務の拡大を意図するが、今期はその前提となる「著作物使用料規程」並びに「管理委託契約約款」

の改定作業が完了し、新規の運用開始を目指して主要な利用者団体と協議を重ねている。「授業目的公衆送信補償金」の分配業務が軌道に乗り、著作権者への還元を進めている。昨年より本格的に開始された「図書館等公衆送信補償金」については、その根幹である収受・分配に関する制度構築に対して主体的な貢献を行うとともに、先般徴収が開始された「私的録音録画補償金」についても早期の精度安定に向けての協力を行う。

協会事務局においては社会環境の変化に対応して、リモートワークやオンライン会議などの整備を進めてきた。社会の趨勢に遅れることなく、ICTインフラやDX技術を活用した業務の合理化を図る。

当然ながら、協会事業の二本柱である従来の公益事業と著作権管理事業の日常業務もさらなる充実に努める。

公益事業 1 普及事業

1 講演会等事業

著作権思想普及セミナー支援目的の講演会やワークショップなどのイベントを企画する。オンラインを併用することで、距離的制約を超えた企画を検討する。

会員各位および協会の活動を幅広く周知するため、映像コンテンツの定期的な作成・配信を軌道に乗せ、新規会員の獲得・各種事業の拡大につなげる。

2 DX推進事業

全面リニューアルが完了した協会ウェブサイトだが、「著作物使用料規程」の改定に合わせて著作物の利用申請機能をアップデートし、ユーザーへの便宜と許諾業務の負荷軽減を図る。

3 編纂事業〈編纂図書の発行〉

『文藝年鑑2026』においては「概観」や雑誌掲載目録など後世に残すべき記録として、確実な編集作業を続ける。毎年更新の「便覧」は掲載確認作業について引き続き効率化を図る。また、年次文芸アンソロジーとして『文学2026』『時代小説ザ・ベスト2026』『現代の短篇小説2026』『ベスト・エッセイ2026』を発刊し、協会本来の目的ともいえる文芸文化の普及・啓発に努める。

4 文学碑公苑運営事業

今期も秋に墓前祭を開催し、ご遺族とともに協会として先達を悼む。また文学碑公苑敷地内の斜面、階段などの安全性改善につとめ、例えば合葬墓建立などの公苑全体の長期プランの具体的な策定を進める。また、富士霊園麓にある「文学庵」において『『文学者之墓』の文士たち』写真展示を継続する。

5 「文藝家協会ニュース」発刊事業

理事会・開催イベント報告、著作権法改正・出版界動向など、協会と文芸をめぐるさまざまなテーマを紹介するとともに、会員間の定期連絡として年10回を目途に発行する。また、毎年確定申告の際のガイドブック「税のお知らせ」に代表される官公庁関係の告知を始め、広く会員が必要とする情報提供に努める。

6 障害者等支援事業

今年度も学習環境の改善をはじめとする読書困難者への支援活動を継続する。ボランティア団体などとも連携しつつ、公益団体の責務として迅速かつ的確な支援事業を行

う。また各官庁によるアクセシブル技術開発の調査研究や出版諸団体が進める「アクセシブルブックス・サポートセンター（ＡＢＳＣ）」の活動への協力を続ける。

公益事業２ 著作権管理事業

今年度も引き続き、我が国の著作権制度を支える当事者として積極的に関わっていく。文化審議会著作権分科会に委員を推挙する。分科会傘下の各種小委員会のヒアリング、意見聴取などにも広く応じる。特に著作権法の改正により今期から新たにスタートする「未管理著作物裁定制度」については、文芸作品への正当な対価を確保しつつ、実効性の担保と安定的運用の実現に全面的な協力態勢で臨む。また主要な著作権関係団体の運営に参画し、理事・委員などを派遣する。

※現状の主な参加団体は次の通り。

「公益社団法人 著作権情報センター」「公益社団法人 日本複製権センター」「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」「一般社団法人 図書館等公衆送信補償金管理協会」「一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会」「一般社団法人 海外著作権関係補償金等分配支援機構」「一般社団法人 出版物貸与権管理センター」「一般社団法人 出版ＡＤＲ」「一般社団法人 ＡＢＪ」。

従来通り、会員・準会員・委託者からの疑問や相談に真摯に対応し、必要な情報の提供に努める。

１ 著作権管理事業

全面改訂が完了した「著作物使用料規程」は、文化庁との調整および各利用者団体との精力的な対話を通じて、今期中の出来るだけ早い段階での運用を目指す。著作物の二次利用に対する環境の変化に的確に対応することで、事業の拡大と収益の最適化を実現する。併せて「管理委託契約約款」その他についても必要なアップデートを行う。加えて、死後の著作権の管理に不安を抱く著作者・著作権者に向けては、公益団体である協会への権利の遺贈を案内する。

文芸出版社、教育機関、教育関連産業、電子出版関連団体、図書館などと密接な交流を図るとともに、都度必要な意見交換を行う。特に生成ＡＩをめぐる動向については技術・制度・司法その他さまざまな領域において国境を越えた情報の収集に努める。また例年通り文化庁主催の著作権セミナー他、各種団体の著作権の普及啓発活動に協力し、講師や資料を提供する。

２ 補償金等の受け取りおよび分配事業

例年通り教育ＮＰＯより「年間包括使用料」を、各教科書会社より文化庁長官が定める「教科書等補償金」を受け取り、それぞれ著作権管理委託者に適正に分配する。文化庁長官による指定管理団体を取り扱う補償金制度のうち、「授業目的公衆送信補償金」に関しては、引き続き利用報告の検証、権利者情報の確定、分配金の収受・送金処理などを確実に実行し、より精度の高い知見の共有・蓄積を図る。昨年より制度が開始された「特定図書館等公衆送信補償金」については、その利用規模を注視しながら合理的で実効性のある運用を実現すべく関係各方面と調整を続ける。加えて徴収が開始された「私的録音録画補償金」に対しても管理団体を構成する一員として必要な協力を行う。

公益事業３ 調査研究事業

1 広報・提案事業

入試問題作成の時期に合わせて全国教育委員会、中学・高校に送付している「入試問題に関する要望書」を制作し、教育現場での著作権思想の普及に努める。

我が国の文字作品を広く海外に発信すべく文化庁が進める「活字文化のグローバル展開推進事業」に対して、必要な助言・協力を行う。

「Book Meets Next」に代表される出版界による読書推進や書店振興の取り組みへの支援を続ける。

執筆活動を続ける上で、文芸家が日々直面しているさまざまな疑問・揉め事・困り事等について、取引適正化法やフリーランス法の観点を取り入れながら各種ガイドラインを整備することで、諸問題に対する協会の立場を示す。

会員各位の仕事上のトラブルや納税や相続などの各種法律・税務相談の窓口としての機能を強化する。案件ごとの重大性を評価し、必要性に応じて専門の弁護士や税理士を斡旋する。

2 著作権評価に関する意見書作成事業

「著作権評価に関する意見書」は、一定以上の印税収入のあった著作権者の遺族や相続税の基礎控除を超えた会員の依頼により作成、精査を行う。他に実施可能な機関・組織もなく、第三者の立場からの公平・厳正な評価に努めていることなど、税務当局からも一定の信任を得ているため、事業としてさらなる拡大を見込む。

3 連絡仲介事業

会員・使用者・メディア・出版社などからの著作権利用の問い合わせ、許諾・企画実現のための相談などに幅広く対応し、相手先への連絡仲介支援を行う。

会員による自主セミナーや自治体共催の講演会や記者会見の場など、公益目的の利用として定着した事務局会議室の活用を招致していく。

【結語】

以上の諸活動を通じて、会員へのサービスの拡充を努めながら、組織として貢献可能な領域をより多面的に広げていく。世界を見渡せば、日々旧来の言説やルールが揺さぶられ、不透明感は増す一方だ。さまざまな困難を克服して、ようやく獲得した秩序に否が突き付けられているようでもある。既に実態は本格的なＡＩ社会に突入しており、日本も例外ではない。創作と媒介、受容を取り巻く前提が新たな変動のフェーズに差しかかっているのは否定のしようがない現実である。

来るべき人口減社会と人生百年時代という未経験の状況において、縮小均衡に陥ることなく団体の活性化を図らなければならない、文芸を将来に繋いでいかなければならない。社会のミクロからマクロまでのあらゆる段階、領域に変化の胎動が萌えてきている。まずはいずれの事態にも無理なく柔軟に対応可能な態勢の維持構築の実現に立った活動を第一義としつつ協会の活動全般をさらに充実させていく。

以上